

審査基準

持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準は以下のとおりとする。

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

公募要領第 8 の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・ 過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・ 1 の有効性、実現性及び公益性並びに 2 の評価項目に掲げる内容を 1 つも満たさない場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。		
公益性	【国の支援の妥当性】 ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
重要課題への対応やモデル性等	① 第2の1(1)のウに掲げる実証、第2の1(5)又は(6)の実証の取組を実施する取組内容となっている。 ② 花き流通の効率化（積み下ろし等の輸送作業にかかる時間の短縮、作業の省力化、積載率の向上）の効果が高いと見込まれる取組内容となっている。 ③ 複数産地の課題解決に資する技術等の実証及びその実証成果を広く公表する取組内容となっている。 ④ 異常気象や病害虫被害等の軽減に資する品種や技術の導入に関する実証を実施する取組内容となっている。 ⑤ 新たな取組手法や先進的な技術、その他革新的な内容が含まれた取組となっている。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

課題解決 への意欲 等	① 事業実施計画において事業実施地域の課題が十分に分析されており、課題に対応した取組内容が過不足なく選択されていると認められる。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	② 事業実施計画に記載されている取組内容について、事業実施地域の課題の解決に向けてどのような効果が期待できるのか、取組手法が妥当であるのか及び効果の検証方法が明確に記載されている(昨年と同様の取組内容を実施する場合は、昨年の取組の効果が数値等で検証され、検証を踏まえた取組内容となっている)。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
	③ 流通の効率化に関する成果目標を設定している又は2つ以上の成果目標を設定している。		
	④ 事業実施主体の構成員が農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図に位置付けられている。		
	⑤ 本事業で行う取組の効果の検証方法が適切かつ十分と認められる取組となっている。		

(注) 以下の事項に該当する場合は、本表 1 及び 2 に定めるポイントに加え、それぞれ 1 ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

- ・ 事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画又はフラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号）に基づき選定されたフラッグシップ輸出産地の認定を受けている。
- ・ 事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている。
- ・ 事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は採択決定通知日において事業終了時まで認定を受けることが確実である者であって、当該生産方式革新実施計画の内容が本事業で実証する取組内容に合致している。